

## 狩猟免許を所持しない者がハクビシン等捕獲申請する場合について

### 住宅等建物敷地内でのハクビシン等捕獲

#### 1 申請書類

- 鳥獣の捕獲等許可申請書（様式第1号）
- 被害区域及び捕獲予定区域図（住宅地図など）
- 捕獲に使用する器具の構造がわかる図面または写真、カタログなど
- 表明・確約書（様式8号）（同一年度であれば複数回の提出は不要）

#### 2 捕獲できる鳥獣

ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ドバト、カラス等

#### 3 捕獲できる範囲

塀や囲いのある住宅などの建物敷地内、ビニールハウス（住宅敷地外にある自家用菜園は不可）

#### 4 捕獲期間

年間を通じて可能だが、1～6ヶ月の範囲内での許可とする

#### 5 注意事項

- 捕獲後に捕殺、地中埋設または焼却処分できない場合は許可となりません（捕殺及び処分は市でおこないません）
- 許可取得後、捕獲のためにわなを設置した場合は、鳥獣の保護のため、1日1回以上の見回りを行ってください
- 許可を受けた鳥獣以外の鳥獣を捕獲した場合は速やかに放してください
- 許可期間満了後には、許可証を市役所へ返納してください（捕獲の有無に関わらず、捕獲頭数を許可証の報告欄に記入してください）
- 住宅等建物敷地以外での捕獲は狩猟免許などの資格が必要となります